

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

1, 500百万円（700百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その大きな影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進することができる。また、2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現していくためには、金融のツールを総動員して、地球温暖化対策を加速化する必要がある。

そこで、金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO₂排出を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利〔（契約時の貸付金利）×2/3〕%（ただし1%を限度とする。）の利子補給を行う。

※環境配慮型融資…民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資について、当該プロジェクトにおけるCO₂排出量の削減・抑制状況を、利子補給期間中に定期的に金融機関がモニタリングすることを条件として、年利2%を限度として利子補給を行う。

※環境リスク調査融資…将来の環境問題を予防する観点から、民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための投資に対し、環境配慮を組み込んだ融資が実施されることにより、環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進につながる。

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

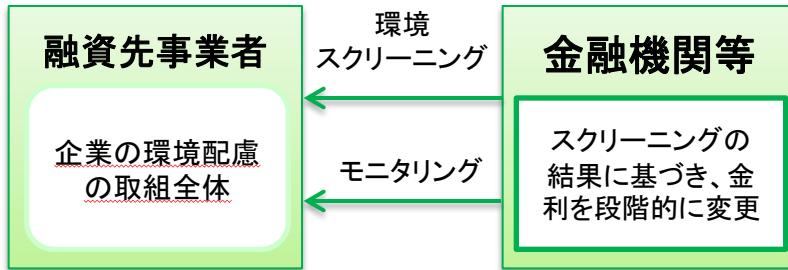
平成26年度概算要求額
1,500百万円(700百万円)
支出予定先:民間団体等

金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る。

環境配慮型融資促進利子補給事業

コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



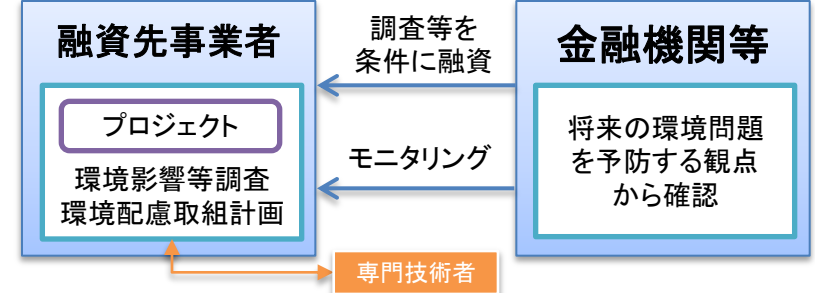
- 融資対象** 地球温暖化対策のための設備投資
- 利子補給条件** CO2排出量を3カ年以内に3% (又は5カ年以内に5%)削減
※ 事業者単位 or 事業所単位

貸付金利×2/3% (1%を限度)
↓
利子補給 (貸付金利 - 上記年利)の金利優遇

環境リスク調査融資促進利子補給事業

環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を民間金融機関が行う融資制度。



- 融資対象** 地球温暖化対策のためのプロジェクト
- 利子補給条件** ・調査や計画の策定、環境配慮の取組の実施
・CO2削減状況のモニタリング

年利2%を限度
↓
利子補給 (貸付金利 - 2%)の金利優遇

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進